

## 第2章 災害応急対策計画

### 第1節 災害情報の収集・連絡活動

全機関・施設管理者

#### 第1 基本方針

緊急地震速報システムを設置してある市及び施設管理者は、地震が発生し、緊急地震速報を受信した際、直ちに住民等への伝達を行うものとする。

災害が発生した場合、関係機関は直ちに被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行い、関係機関へ報告を行うものとする。

#### 第2 活動の内容

##### 1 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報を受信した市及び施設管理者は、直ちに住民等への伝達が出来るように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

##### 2 被害状況の調査及び報告体制

###### (1) 報告の種別

###### ア 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態が発生したときは直ちにその概況を報告する。

###### イ 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

###### ウ 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

###### (2) 災害発生直後の情報（第1次情報）の収集

参集途上等で職員が被害を知ったときは、直ちに所属長に報告するとともに、所属長は部庶務担当課長に報告し、部庶務担当課長は危機管理室長に報告するものとする。

###### ア 情報の内容と報告順位

災害発生直後に収集する情報内容と報告の優先順位は次のとおりとする。

###### (ア) 人命にかかわる情報

###### (イ) 災害の拡大又は二次災害の発生に関する情報

###### (ウ) 被害状況に関する情報

### (3) 被害状況等の調査

#### ア 調査の分担

被害状況の調査は、次表に掲げる担当班が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

また、連絡系統は各班等で収集した情報を対策本部事務局にも報告する。

市は、特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

| 調査事項                      | 担当班                    | 協力機関                              | 報告先               |
|---------------------------|------------------------|-----------------------------------|-------------------|
| 概況速報<br>人的被害<br>避難指示等避難状況 | 危機管理班<br>消防班<br>地域連絡員  | 岡谷市消防団<br>各区自主防災会                 | 諏訪地域振興局           |
| 住家の被害                     | 税務班・都市計画班              |                                   | 諏訪地域振興局           |
| 社会福祉施設被害                  | 社会福祉班<br>介護福祉班<br>子ども班 | 施設管理者                             | 諏訪地域振興局           |
| 農・林・畜・水産業被害<br>農業用施設被害    | 農林水産班                  | 農業農村支援センター<br>諏訪湖農業協同組合<br>諏訪森林組合 | 諏訪地域振興局           |
| 公共土木施設被害                  | 土木班                    | 諏訪建設事務所                           | 諏訪建設事務所           |
| 土砂災害等による被害                | 土木班                    | 諏訪建設事務所                           | 諏訪建設事務所           |
| 都市施設被害                    | 都市計画班                  | 諏訪湖流域下水道事務所                       | 諏訪建設事務所           |
| 水道・下水道施設被害                | 水道班                    |                                   | 諏訪建設事務所           |
| 廃棄物処理施設被害                 | 環境班・施設管理者              |                                   | 諏訪地域振興局           |
| 感染症関係被害<br>医療施設関係被害       | 健康推進班                  |                                   | 諏訪保健所             |
| 商工関係被害<br>ライフライン被害（水道除く）  | 商業観光班<br>工業振興班         | 岡谷商工会議所                           | 諏訪地域振興局           |
| 観光施設被害                    | 商業観光班                  | 岡谷商工会議所<br>岡谷市観光協会                | 諏訪地域振興局           |
| 教育関係被害                    | 教育総務班                  | 施設管理者                             | 伊那教育事務所           |
| 文化財被害                     | 生涯学習班                  | 施設管理者                             | 伊那教育事務所           |
| 市有財産被害                    | 財政班・施設管理者              | 施設管理者                             | 諏訪地域振興局           |
| 火災即報                      | 消防班                    | 諏訪広域消防本部<br>岡谷市消防団                | 諏訪地域振興局<br>県危機管理部 |
| 火災即報（危険物に係る事故）            | 消防班                    | 諏訪広域消防本部<br>岡谷市消防団                | 県危機管理部            |
| 所管している施設被害                | 全班                     |                                   |                   |

イ 被害状況等報告内容の基準及び用語定義

被害の程度区分の判定は、災害救助法の被害認定基準に基づく。

| 被害種類            | 認定基準                                                                                                                                                                                              |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 死 者             | 当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。                                                                                                                                          |
| 行方不明者           | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。                                                                                                                                                                  |
| 重 傷 者<br>軽 傷 者  | 災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。                                                                                                         |
| 住 家             | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。                                                                                                                                                         |
| 非 住 家           | 住家以外の建築物をいう。<br>なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。                                                                                                            |
| 住家全壊<br>(全焼・流失) | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 |
| 住家半壊<br>(半焼)    | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。                             |
| 一部損壊            | 半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。                                                                                                                                      |
| 床上浸水            | 住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。                                                                                                                                    |
| 床下浸水            | 床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。                                                                                                                                                                           |
|                 | 定 義                                                                                                                                                                                               |
| 罹災世帯            | 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。                                                                                                                                              |
| 罹災者             | 罹災世帯の構成員とする。                                                                                                                                                                                      |
| 棟               | 一つの独立した建物をいう。<br>・ 主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟<br>・ 2つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟                                                                                                                        |

※行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行なっていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県危機管理防災課（県災害対策本部）にも連絡するものとする。

(4) 被害報告

ア 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、県地域防災計画による。

イ 報告系統

- (7) 災害対策本部設置前においては危機管理室長（災害対策本部設置後においては、本部室）が県（諏訪地域振興局あるいは、危機管理部）に報告する。
- (i) 緊急を要する等の場合は、直接県関係課に報告し、その後において諏訪地方事務所等の機関に報告する。
- (ii) 県庁舎の被災、通信途絶等により、県への報告ができない場合は、直接消防庁へ報告する。

(5) 甚大災害等における情報収集・報告体制

ア 市による被害調査が困難な場合

被害が甚大である等、市において円滑な被害調査の実施が困難である場合は、諏訪地域振興局に応援を求める。

イ 県への報告が困難となった場合

県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

ウ 直接即報基準に該当する災害等が発生した場合

被害状況等は、市は出先機関を通じて県に報告することを原則としているが、「火災・災害等即報要領（昭和 59 年消防災第 267 号消防庁長官）」の直接即報基準に該当する場合（該当するおそれがある場合を含む。）には、県だけではなく、直接消防庁にも報告する。

**3 通信手段の確保**

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、携帯電話、トランシーバー等の移動携帯無線器及びアマチュア無線等の活用を図る。必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(1) その他の方法

ア オートバイ、自転車、徒歩等による伝令

## 第2節 非常参集職員の活動

風水害対策編第2章第3節を準用する。

## 第3節 広域相互応援活動

全機関

### 第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難と判断した場合、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないように十分配慮する。

また、他の市町村が被災した場合には、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

|                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①東海地震に関する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③東海地震が発生し、その災害に対処するために災害対策本部が設置された場合</p> <p>また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>                                                               | <p>・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）</p> <p>・「「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）</p> |
| <p>①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合</p> <p>②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合</p> | <p>・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定）</p> <p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和5年5月改定）</p>                     |
| <p>東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</p>                                                                                                         | <p>・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和5年5月改定）</p>                                                                    |
| <p><u>①地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測さ</u></p>                                                                                                                  | <p><u>・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定）</u></p>                                                             |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>れ、かつ、1道6県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県をいう。以下同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合</p> <p>②地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において震度6強以上の震度が観測され、かつ、1道6県のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合</p> <p>③ただし、①又は②のいずれにも該当しない場合において、1道6県の地域で相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</p> |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

## 第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
- 2 応援要請に際し、円滑な受入れ体制を確立する。
- 3 他市町村が被災した場合には、速やかな応援体制を整える。
- 4 広域避難が行なわれる場合の体制を確立する。
- 5 応援活動に伴う経費負担を考慮する。

## 第3 活動の内容

### 1 協定に基づく要請

#### (1) 長野県市町村災害時相互応援協定

災害の規模及び被害状況から、市の人員、物資、資機材、消防力等のみでこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的であり、必要があると認められる場合は、速やかに長野県市町村災害時相互応援協定に基づき応援を要請、先遣隊の受入等を行ない、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図るものとする。

#### ア 応援の内容

##### (ア) 物資等の提供及びあつせん

- a 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- b 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- c 救援及び救助活動に必要な車両等
- d ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- e 被災者の一時収容のための施設
- f 火葬場

##### (イ) 人員の派遣

- a 救護及び応急措置に必要な職員
- b 消防団員

##### (ウ) その他

- a 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- b ボランティアのあつせん
- c 児童・生徒の受け入れ

##### (エ) (ア)～(ウ)に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

#### イ 要請先

##### (ア) 代表市町村

代表市町村等に応援を要請するとともに、その旨を知事に連絡する。

長野県市町村災害時相互応援協定(諏訪ブロック) : 岡谷市

- (イ) 代表市町村が被災している場合の措置
- a 代表市町村が被災しているおそれがある場合、同ブロックの他の構成市町村に要請する。  
茅野市、諏訪市、下諏訪町、富士見町、原村
  - b 同ブロックの大半が被災しているおそれがある場合、協定書の規定に基づきブロックの代表市町村に要請する。
- 長野県市町村災害時相互応援協定書(別記2)

| 被災ブロック | 関係ブロック抜粋<br>応援するブロック |
|--------|----------------------|
| 諏 訪    | 上伊那○<br>木 曽          |
| 上伊那    | 諏 訪○<br>飯 伊          |
| 木 曽    | 飯 伊○<br>諏 訪          |

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、○印の代表市町村が派遣。

- ウ 要請の手続き  
エの要請事項を明確にし、無線又は電話により行うが、後日速やかに文書を送付する。

エ 要請事項

- (ア) 被害の状況
- (イ) 応援を要請する内容
  - a 物資資機材の搬入  
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
  - b 人員の派遣  
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
  - c その他、必要な事項

オ 被災他市からの応援要請

ブロック代表市に応援要請があった場合において、代表市町村は被災市町村に先遣隊を派遣し応援の必要性を判断するものとする。なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。また被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

【資料 30-1】長野県市町村災害時相互応援協定書

【資料 30-2】長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

【資料 30-3】諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書

(2) 長野県消防相互応援協定

災害の規模及び被害状況から、諏訪広域消防の消防力等のみでこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的であり、必要があると認められる場合は、速やかに長野県消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

ア 応援の種別

- (ア) 消防応援 : 消防隊による応援
- (イ) 救助応援 : 救助隊による応援
- (ウ) 救急応援 : 救急隊による応援
- (エ) その他の応援 : 上記以外の応援



【資料 30-4】長野県消防相互応援協定書

【資料 30-5】長野県消防相互応援協定実施細則

【資料 30-6】緊急消防援助隊運用要綱

イ 要請先

応援要請は、第 1 要請、第 2 要請、第 3 要請の順に実施するが、特に必要と認める場合は、この限りではない。

(7) 第 1 要請

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 長野県消防相互応援協定(中信地域) | : 松本広域消防局 |
|-------------------|-----------|

(4) 第 2 要請

第 1 要請を除く、中南信地域の市町村等

(5) 第 3 要請

中南信地域以外の市町村等

ウ 要請の手続き

電話その他の方法により行うが、後日速やかに文書を送付する。

(3) 災害時の相互応援協定（岡山県玉野市、群馬県富岡市、静岡県東伊豆町、埼玉県鴻巣市、東京都大田区）

ア 応援種類

(7) 被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(4) 生活必需物資及びその補給に必要な資機材の提供

(5) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(6) 救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職、技能職等の職員等の応援

(8) 前各号に掲げるもののほか、特に要求のあった事項

【資料 30-7】災害時の相互応援協定書（岡山県玉野市）

【資料 30-8】災害時の相互応援協定書（群馬県富岡市）

【資料 30-9】災害時の相互応援協定書（静岡県東伊豆町）

【資料 30-51】災害時の相互応援協定書（埼玉県鴻巣市）

【資料 30-52】災害時の相互応援協定書（東京都大田区）

イ 要請の手続き

ウに掲げる事項を明らかにして、文書により要請する。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請し、その後、速やかに文書を提出する。

ウ 要請事項

(7) 災害の状況

(4) アの(7)～(9)の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量等

(5) アの(6)の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員

(6) 応援場所及び応援場所への経路

(8) 応援の期間

(9) (7)～(8)に掲げるもののほか必要な事項

(4) その他の協定

災害の規模及び被害状況から、市のみの対応では、十分な応急措置ができないと認められる場合には、速やかに協定に基づき協力等を要請する。市が災害対策に関して締結している協定は次のとおりである。

- 【資料 30-10】 災害時の医療救護活動に関する協定書（岡谷市医師会）
- 【資料 30-13】 災害時における岡谷市と岡谷市市内郵便局の協力に関する協定書  
（郵政事業株岡谷支店）
- 【資料 30-14】 災害時における建設関係応急措置に関する協定書（岡谷建設事業協同組合）
- 【資料 30-15】 災害時における上下水道施設応急措置に関する協定書（岡谷市水道事業協同組合）
- 【資料 30-16】 アマチュア無線による災害時応援協定書（岡谷市アマチュア無線クラブ）
- 【資料 30-17】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（J A 信州諏訪）
- 【資料 30-18】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書  
（生活協同組合コープながの）
- 【資料 30-19】 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（岡谷下諏訪歯科医師会）
- 【資料 30-21】 災害時における電設関係応急措置に関する協定書（岡谷市電気工事業組合）
- 【資料 30-22】 災害時における救援物資提供に関する協定書（北陸コカ・コーラボトリング株）
- 【資料 30-23】 災害緊急放送に関する相互協定（エルシーブイ株）
- 【資料 30-24】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書  
（（福）有倫会 洗心荘）
- 【資料 30-25】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書  
（（医）研成会 白寿荘）
- 【資料 30-26】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書  
（（株）ツイ ツイ・サンシャイン岡谷）
- 【資料 30-27】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書  
（（福）平成会 さわらび）
- 【資料 30-28】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書  
（（福）平成会 岡谷和楽荘）
- 【資料 30-29】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書  
（（福）サ・ビ・ジョン グレイスフル岡谷 第2グレイスフル岡谷）
- 【資料 30-30】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書  
（（福）共立福祉会 ケアハウス高尾）
- 【資料 30-31/32】 災害時の医療救護活動に関する協定書（岡谷薬剤師会）
- 【資料 30-33】 災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書  
（社団法人長野県建築士会諏訪支部）
- 【資料 30-34】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（アピタ岡谷店）
- 【資料 30-35】 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省）
- 【資料 30-38】 災害時における応援協力に関する協定書（諏訪生コン協同組合）
- 【資料 30-39】 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書（長野県石油商業組合諏訪支部）
- 【資料 30-40】 臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定書  
（甲：諏訪広域連合 乙：エルシーブイ株式会社）
- 【資料 30-41】 諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書  
（諏訪広域連合、6市町村、岡谷市医師会、諏訪市医師会、諏訪郡医師会）
- 【資料 30-42】 災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書  
（長野LP協会諏訪支部・（一社）長野県LPガス協会）
- 【資料 30-43】 災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書  
（（一社）日本建設機械レンタル協会 長野支部）
- 【資料 30-44】 災害等発生時における遺体搬送に関する協定書  
（（一社）全国霊柩自動車協会・（公社）長野県トラック協会霊柩部会）
- 【資料 30-45】 大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定  
（東日本旅客鉄道株式会社第3節長野支社）
- 【資料 30-46/47】 災害時における災害救助犬出動に関する協定書  
（特定非営利活動法人救助犬訓練士協会）

- 【資料 30-48】 災害時における寝具レンタルの協力に関する協定書  
(ナンシンリフレッシュサービス有限会社)
- 【資料 30-49】 防災・減災に関する応援協定 (公益財団法人日本財団)
- 【資料 30-50】 大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定書  
(国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所)
- 【資料 30-53】 災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定書  
(興亜化成 (株) HARIO (株))
- 【資料 30-54】 災害時における物資供給に関する協定書 ((株) プラスワン)
- 【資料 30-55】 災害時における物資供給に関する協定書 ((株) ケーヨー)
- 【資料 30-56】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書  
((株) 和が家 おはな和が家)
- 【資料 30-57】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書  
(TPR トータルサービス (株) さわやか絹の郷信州おかや)
- 【資料 30-58】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書  
((福) 平成会 松風)
- 【資料 30-59】 災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書  
(中部電力 (株) 電力ネットワークカンパニー諏訪営業所)
- 【資料 30-60】 災害に係る情報発信等に関する協定書 (ヤフー (株))
- 【資料 30-61】 災害廃棄物等の処理に関する基本協定 (大栄環境)
- 【資料 30-62】 災害時等における電気自動車を活用した電力供給に関する協定 (日産自動車 (株)・長野日産自動車 (株)・松本日産自動車 (株)・日産プリンス松本販売 (株))
- 【資料 30-63】 大規模災害時における避難所としての施設利用に関する協定書 (岡谷旅館組合)
- 【資料 30-64】 災害時における相互協力に関する協定書 (東日本電信電話 (株) 長野支店)
- 【資料 30-65】 災害時における物資供給に関する協定書 (NPO 法人 コメリ災害対策センター)
- 【資料 30-66】 災害時における物資供給に関する協定書 (株式会社アクティオ)

## 2 県及び指定地方行政機関等に対する要請

### (1) 県に対する応援要請等

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、応援を求め、又は、応急措置の実施を要請する。

#### ア 応援の要請事項

- (ア) 応援を求める理由及び災害の状況
- (イ) 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- (ロ) 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- (ハ) その他必要な事項

### (2) 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条及び第 30 条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求める。

### (3) 消防に関する応援要請

消防班は、諏訪広域消防本部と連携し 1 の (2) における相互応援協定に基づく、県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第 44 条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

#### ア 緊急消防援助隊

イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」に基づくヘリコプターの応援

ウ その他、他都道府県からの消防の応援

### 3 応援受入体制の整備

応援要請を実施する場合、受入体制全てを整えた後では初動措置に遅れが生じることから、配置、指揮命令系統等応援活動に必要な基本的事項をまず整え、宿泊所、食料等の後方的事項については、要請後速やかに整える等迅速かつ弾力的な受入体制を整備する。

(1) 他の市町村等に応援要請をする場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

(2) 宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援市町村等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

### 4 応援派遣体制の整備

#### (1) 体制

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

## 第4節 ヘリコプターの運用計画

風水害対策編第2章第5節を準用する。

## 第5節 自衛隊災害派遣活動

風水害対策編第2章第6節を準用する。

## 第6節 救助・救急・医療活動

風水害対策編第2章第7節を準用する。

## 第7節 消防・水防活動

風水害対策編第2章第8節を準用する。

## 第8節 要配慮者に対する応急活動

風水害対策編第2章第9節を準用する。

## 第9節 緊急輸送活動

風水害対策編第2章第10節を準用する。

## 第10節 障害物の処理活動

風水害対策編第2章第11節を準用する。

## 第 1 1 節 避難収容及び情報提供活動

総務部全班・市民環境部全班・健康福祉部全班・都市計画班・土木班・教育部全班・関係機関

### 第 1 基本方針

地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策について定める。

その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。

特に、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等内に所在しているため、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

### 第 2 主な活動

- 1 市長等は適切に避難指示を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 市長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確認する。
- 5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。
- 6 市及び県は、速やかに住宅の確保を行う。
- 7 市、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行なう。

### 第 3 活動の内容

#### 1 避難指示

災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難指示を発令する。

発令者は、関係機関相互と緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

#### (1) 実施機関

| 実施事項      | 実施責任者         | 根拠法令                           | 対象災害       |
|-----------|---------------|--------------------------------|------------|
| 避難指示      | 市長            | 災害対策基本法第 60 条                  | 災害全般       |
|           | 知事            | 災害対策基本法第 60 条                  | 災害全般       |
|           | 水防管理者         | 水防法第 29 条                      | 洪水         |
|           | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第 29 条<br>地すべり等防止法第 25 条    | 洪水<br>地すべり |
|           | 警察官           | 災害対策基本法第 61 条<br>警察官職務執行法第 4 条 | 災害全般<br>〃  |
|           | 自衛官           | 自衛隊法第 94 条                     | 災害全般       |
| 避難所の開設、収容 | 市長            |                                |            |

ア 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

イ 市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行うものとする。

#### ウ 避難指示の意味

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のた

めの立退きを指示することをいう。

(2) 避難指示

ア 市長及び消防機関の長の行う措置

(7) 避難指示（災害対策基本法第 60 条）

災害時において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、避難指示を発令するものとする。

- a 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- b 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- c 避難路の断たれる危険のある地域
- d 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- e 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

このほか、土砂災害や洪水については、風水害対策編に準じて対応するものとする。

なお、地震発生時には、気象警報等の発表基準が引き下げられる場合があることに留意する。

(i) 報告

- a 避難指示したときは、速やかにその旨を諏訪地域振興局長及び岡谷警察署長に報告する。
- b 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、諏訪地域振興局長及び岡谷警察署長に報告する。

イ 水防管理者の行う措置

(7) 指示（水防法第 29 条）

水防管理者は、河川のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

(i) 通知

水防管理者が避難の立ち退きを指示した場合、岡谷警察署長にその旨を通知する。

ウ 知事又はその命を受けた職員の行う措置

(7) 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

(i) 地すべりのための指示

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

(ii) 通知

知事又はその命を受けた職員が避難の立ち退きを指示した場合、岡谷警察署長にその旨を通知する。

エ 警察官の行う措置

(7) 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、岡谷警察署は調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

- a 住民の生命、身体を安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- b 市災害対策本部等と緊密な連絡体制を保持すること。
- c 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、



警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

- d 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第 4 条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。
- e 避難指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- g 避難誘導にあたっては、要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- h 岡谷警察署及び交番に一次的に受け入れた避難住民については、市の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- i 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

(イ) 報告、通知

警察官が(ア)の c 及び d の措置を実施した場合には、その旨を市長に通知する。通知を受けた市長は、諏訪地方事務所を通じて知事に報告する。

オ 自衛官

(ア) 避難等の措置

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に行かない場合に限り「警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置をとる。

(イ) 報告

自衛官が(ア)の措置を実施した場合には、その旨を市長に通知する。通知を受けた市長は、諏訪地方事務所を通じて知事に報告する。

カ 避難指示等の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、崖崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(3) 避難指示内容

避難指示の発令に際して、次の事項を明確にする。

- ア 発令者
- イ 発令日時
- ウ 避難情報の種類
- エ 対象地域（地区）
- オ 避難場所
- カ 避難時期及び時間
- キ 避難すべき理由
- ク 注意事項
- ケ 避難経路

(4) 伝達方法

避難指示は、次の手段により直接住民へ伝達する。なお、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

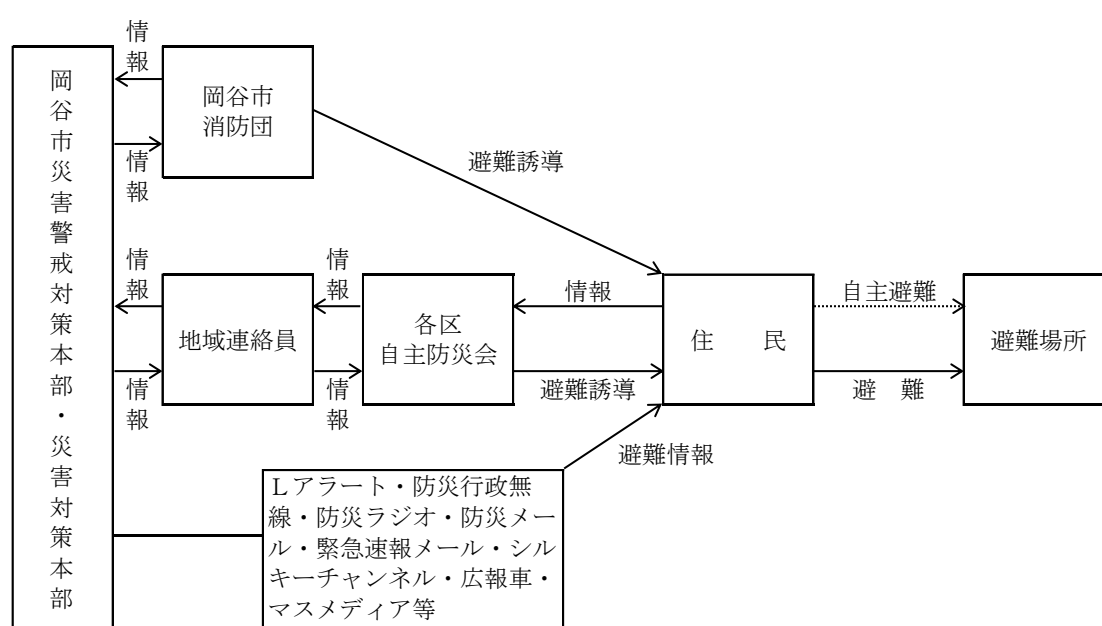
- ア 防災行政無線、防災ラジオ、防災メール、岡谷市行政チャンネル
- イ 区・自主防災組織等による伝達

当該区長、自主防災組織の長に連絡し、区等の組織を通じて住民に伝達する。



- (7) 夜間停電時、電話不通時等伝達が困難な場合は、消防団、警察等に協力を求め戸別に伝達する。
- (4) 避難行動要支援者については、避難支援等関係者との連携の下、戸別伝達等、確実に伝達するように配慮する。
- ウ 広報車による伝達  
災害対策本部及び消防機関の広報車により、関係地域を巡回し伝達する。
- エ 放送施設による伝達  
エルシーブイ(株)等により避難指示の内容を明示し放送を依頼する。また、市長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。
- オ 携帯端末による伝達  
携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

情報の収集及び伝達・避難体制系統図



#### (5) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

市は、災害発生後直ちに民生児童委員、区、自主防災組織、地域住民、消防団、警察等関係機関の協力を得て、避難支援計画に基づき、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

さらに、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

## 2 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

### (1) 実施者

- ア 市長、市職員（災害対策基本法第 63 条）
- イ 消防（水防）団長、消防（水防）団員、消防職員（水防法第 21 条）
- ウ 消防吏員、消防団員（消防法第 28 条）
- エ 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- オ 自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項―市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

### (2) 実施方法

- ア 警戒区域の表示  
警戒区域を設定した場合、ロープ等を張り、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命じる。
- イ 警戒区域の周知  
警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。
- ウ 通知  
自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

## 3 避難誘導活動

避難指示の発令者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者、特に避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

### (1) 避難の誘導員

避難の誘導は、区、自主防災組織、消防団、諏訪広域消防本部、岡谷警察署等の協力を得て実施する。

### (2) 誘導の優先順位

高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。

### (3) 誘導の方法

- ア 留意事項
  - (ア) 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。
  - (イ) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
  - (ウ) 危険地域には、ロープ等を張るほか、状況により誘導員を配置する。
  - (エ) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
  - (オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
  - (カ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。
- イ 車両等による移送  
高齢者、障害者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。
- ウ 応援の要請  
災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、

諏訪地域振興局を経由して県へ応援を要請する。また、状況によっては、直接他の市町村、岡谷警察署等と連絡して実施する。

エ 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

(4) 避難住民の心得

住民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

4 避難所の開設・運営

市は、収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

(1) 避難収容の対象者

災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(2) 実施責任者等

ア 実施責任者

教育部は、本部長の指示に基づき、避難所を開設し、被災者の収容と保護を行う。

イ 避難所の管理責任者

教育部は、管理責任者を定め、避難所の運営、施設の維持管理のため、管理責任者を派遣する。

(3) 避難所の開設

災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

【資料 21】 避難施設

ア 避難所の選定

避難所を開設する施設は、災害及び地域の状況を考慮し、安全な施設を選定する。なお、事前に指定している避難場所だけでは、避難者の収容が困難な場合には、対策本部事務局で他の公共施設、病院、幼稚園、その他の民間施設等の管理者に対し、避難所としての施設の提供を要請する。

また、必要に応じて要配慮者に配慮して福祉避難所を設置する。

イ 小・中学校における対策

(ア) 教育部は、避難所が小中学校となった場合、学校長に連絡しできるだけ速やかに開放するものとする。そのため、夜間や休校日の災害発生に備え、開錠の方法や教職員の緊急招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。また、教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

(イ) 学校長は、避難所の運営について市職員が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。

(ウ) 児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。

ウ 保育園における対策

保育園が避難所となった場合は、園長は上記に準じて適切な対策を行う。

エ 避難所の公示

避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

(4) 避難所の管理運営

避難所の管理責任者は、施設管理者、区、自主防災組織等の協力を得て、避難所の管理運営にあたる。

ア 避難者の把握

管理責任者は、区、自主防災組織と協力して避難者名簿を作成し、収容人員を調査し、避難者の傷病等の有無、給水、給食、生活必需品の必要数量を把握する。管理責任者は、給水等の必要数量を社会福祉課に報告する。また、避難場所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握にも努めるものとする。

イ 避難所の運営

管理責任者は、避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について、区、自主防災組織、ボランティア、避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者等の協力を得て実施するとともに、避難所の運営に関して役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ プライバシー保護

管理責任者は、避難の長期化等必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ 生活環境への配慮

避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペース確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

オ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

カ 女性の参画等

避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営管理に努めるものとする。

キ 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心し

て使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

#### ク 避難所の移動

災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。

#### ケ 要配慮者への配慮

避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障害者用携帯便器等の供給等、高齢者、障害者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。

(イ) 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。

(ロ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。

a ホームヘルパー、ガイドヘルパー等の派遣

b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

c 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等

(ハ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(ニ) 文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制に努める。

#### コ 避難所の検討

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

サ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

シ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。

ス 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

セ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

ソ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。

(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。

(イ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。

(ロ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。

a 介護職員等の派遣

b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

- c 病院や社会福祉施設等への受入れ
- (エ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- (ウ) 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- タ 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。
- チ 市町村教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（ア(エ)参照）に準じて、市町村の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。
- ツ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- テ やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- ト 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。
- ナ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- ニ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(5) 応援要請

避難所の管理運営にあたり、災害の規模が大きく、人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

(6) 避難住民の心得

住民は、避難所の管理運営について、管理責任者の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

## 5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

広域避難及び広域一時滞在については、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(1) 広域避難の対応

ア 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

イ 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

ウ 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

(2) 広域一時滞在の対応

ア 協議

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

イ 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

## 6 住宅の確保

居住の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、県と連携し公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行う。

(1) 災害救助法が適用された場合

市は、県に対して、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するとともに、県が実施する仮設住宅の建設に協力するものとし、次の措置を実施する。

ア 県に対し、市公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、市長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。

イ 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行う。

ウ 知事の委任を受けて、市長は、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

(2) 災害救助法が適用されない場合

市は、必要に応じて仮設住宅を建設するものとし、次の要領、基準に基づき、必要な措置を実施する。なお、市営住宅等の空き室を把握し、応急住宅としての一時使用も検討する。

ア 活動体制

都市計画班は、岡谷建設事業協同組合等、プレハブ供給メーカー等の協力を得て、仮設住宅を建設する。

イ 対象者

災害により全焼、全壊、流出及び埋没し、自らの資力で住宅の確保ができない者

ウ 建設の方法

(7) 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。

(i) 建設用地を確保する。

(ii) 応急仮設住宅の設計を行う。

(e) 建設業者との請負契約を行う。

(f) 工事監理、竣工検査を行う。

(h) 入居者の決定を行う。

(k) 応急仮設住宅の維持管理を行う。

エ 設置戸数

住宅の全焼、全壊、流出、埋没世帯

オ 設置場所

飲料水等が得やすく衛生上良好な場所を選定する。

カ 建物の構造及び規模

応急仮設住宅は、概ね一戸当たり29.7平方メートル（9坪）を基準とし、構造は一戸建又はアパート建築のいずれかで、一戸当たり平均価格は県の基準以内とする。（災害救助法参考）

キ 応急仮設住宅の運用管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に



努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮するものとする。

ク 入居者の選定（要配慮者への配慮）

入居者の選定にあたっては、健康福祉部と協議し厳正な入居選定を行い、貸与期間は2年以内として入居契約書を徴して入居させ後日立退き等について問題の生じないよう配慮する。

## 7 避難者等への的確な情報提供

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努めるものとする。

- (1) 市、県は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。
- (2) 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するように努めるものとする。
- (3) 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。
- (4) 市、県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。
- (5) 市、県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。
- (6) 市、県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (7) 市、県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (8) 市、県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (9) 市、県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。



## 第 1 2 節 孤立地域対策活動

風水害対策編第 2 章第 1 3 節を準用する。

## 第 1 3 節 食料品・生活必需品等の調達供給活動

風水害対策編第 2 章第 1 4 節を準用する。

## 第 1 4 節 飲料水の調達供給活動

風水害対策編第 2 章第 1 5 節を準用する。

## 第 1 5 節 保健衛生、感染症予防活動

風水害対策編第 2 章第 1 6 節を準用する。

## 第 1 6 節 遺体の搜索及び処置等の活動

風水害対策編第 2 章第 1 7 節を準用する。

## 第 1 7 節 廃棄物の処理活動

風水害対策編第 2 章第 1 8 節を準用する。

## 第 1 8 節 物価安定等に関する活動

風水害対策編第 2 章第 1 9 節を準用する。

## 第 19 節 危険物施設等応急活動

風水害対策編第 2 章第 20 節を準用する。

## 第 20 節 電気施設応急活動

風水害対策編第 2 章第 21 節を準用する。

## 第 21 節 都市ガス施設応急活動

風水害対策編第 2 章第 22 節を準用する。

## 第 22 節 上水道施設応急活動

風水害対策編第 2 章第 23 節を準用する。

## 第 23 節 下水道施設応急活動

風水害対策編第 2 章第 24 節を準用する。

## 第 24 節 通信・放送施設応急活動

風水害対策編第 2 章第 25 節を準用する。

## 第 25 節 鉄道施設応急活動

風水害対策編第 2 章第 26 節を準用する。

## 第 2 6 節 災害広報活動

風水害対策編第 2 章第 2 7 節を準用する。

## 第 2 7 節 土砂災害等応急活動

風水害対策編第 2 章第 2 8 節を準用する。

## 第 2 8 節 建築物災害応急活動

税務班・都市計画班・社会福祉班・介護福祉班・教育部全班・施設管理者

### 第 1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

### 第 2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

### 第 3 実施計画

#### 1 公共建築物

災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

- (1) 庁舎、社会福祉施設、病院、小・中学校等については、管理者等が利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。
- (2) 市は、被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。
- (3) 緊急地震速報を受信した施設管理者は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するように誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。

#### 2 一般建築物

##### (1) 市が実施する措置

岡谷市が管理運営する庁舎、社会福祉施設、病院、学校、保育園、市営住宅等については、施設管理者が速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じる。

また、住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、税務班と都市計画班は連携して被害状況を調査し、危険度判定を行い必要な措置をとるものとする。災害の規模が大きく、人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。

##### ア 被災建築物・宅地の応急危険度判定

税務班及び都市計画班は、被害状況により建物・宅地の応急危険度判定体制を整えるため、応急危険度判定士の派遣要請し、判定作業を実施する。

##### (イ) 判定作業の準備

建設水道部は、判定作業の実施のため、次の準備を行う。

- a 応急危険度判定士の県への派遣要請
- b 応急危険度判定を要する建築物・宅地又は地区の選定
- c 被災地域への派遣手段の確保
- d 応急危険度判定士の連絡手段の確保

##### (ロ) 判定結果の表示及び周知

応急危険度判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、判定ステッカーを建物の入り口など見やすい場所に貼りつける。

| 判定結果 | 色 | 判定内容                                           |
|------|---|------------------------------------------------|
| 危険   | 赤 | 建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入らないことが望まれる。 |
| 要注意  | 黄 | 建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。        |
| 調査済  | 緑 | 建築物の損傷が少ない。                                    |

イ 建築物の所有者等が実施する対策

災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じる。

### 第3 実施計画

#### 3 文化財

(1) 市が実施する対策

ア 市町村文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。

イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

(2) 所有者が実施する対策

ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。

ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市文化財所管部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市文化財所管部局の指導を受けて実施する。

エ 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

## 第 2 9 節 道路及び橋梁応急活動

風水害対策編第 2 章第 3 0 節を準用する。

## 第 3 0 節 河川施設・ため池等応急活動

風水害対策編第 2 章第 3 1 節を準用する。

## 第 3 1 節 二次災害の防止活動

危機管理班・税務班・消防班・農林水産班・都市計画班・土木班・施設管理者・関係機関

### 第 1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

### 第 2 主な活動

- 1 建築物や敷地に係る二次災害を防止するため応急危険度判定を実施する。また、道路・橋梁等については、関係機関等と協力、連携のもと、二次災害防止のための措置を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、関係機関等と協力、連携のもと、二次災害防止のための措置を実施する。
- 3 河川施設の二次災害を防止するため、関係機関等と協力、連携のもと、二次災害防止のための措置を実施する。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 山腹、斜面等については、危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

### 第 3 活動の内容

#### 1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

##### (1) 建築物関係

被災した建築物や敷地については、余震等による倒壊等の二次災害から住民を守るため、県に対して応急危険度判定士の派遣を要請し、応急危険度判定を実施する。

##### ア 応急危険度判定実施のための体制整備

被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。

(ア) 応急危険度判定士の派遣要請

(イ) 応急危険度判定を要する建築物や敷地又は地区の選定

(ウ) 市内の被災地域への派遣手段の確保

(エ) 応急危険度判定士との連絡手段の確保

##### イ 応急措置

市長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や敷地について立入禁止等の措置をとる。

ウ 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

##### (2) 道路及び橋梁関係

道路・橋梁等の構造物については、余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要があるため、第 29 節「道路及び橋梁応急活動」に基づき、県及び関係機関との連携・協力のもと、速やかに市内道路及び橋梁の被害状況について把握し、交通規制、応急復旧工事等必要な措置を実施する。

#### 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

危険物施設等については、第 19 節「危険物施設等応急活動」に基づき、県、関係機関及び施設管理者等との連携・協力のもと、緊急点検、危険物の保安措置、避難誘導等応急措置の徹底を図り、安全対策に万全を尽くす。

### 3 河川施設の二次災害防止対策

地震発生後の洪水又は、余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する。

- (1) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
- (2) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。
- (3) 災害防止のため応急措置を実施する。
- (4) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- (5) 必要に応じて水防活動を実施する。

### 4 風倒木対策

地震発生後の雨により、流路を閉塞し鉄砲水の原因となり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となるため、倒木についても除去等の応急対策を実施する。

### 5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るため、県が実施する緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。



## 第 3 2 節 農林水産物災害応急活動

風水害対策編第 2 章第 3 3 節を準用する。

## 第 3 3 節 文教活動

風水害対策編第 2 章第 3 4 節を準用する。

## 第 3 4 節 ボランティアの受入れ体制

風水害対策編第 2 章第 3 5 節を準用する。

## 第 3 5 節 飼養動物の保護対策

風水害対策編第 2 章第 3 6 節を準用する。

## 第 3 6 節 義援物資及び義援金の受入れ配分体制

風水害対策編第 2 章第 3 7 節を準用する。

## 第 3 7 節 災害救助法の適用

風水害対策編第 2 章第 3 8 節を準用する。

## 第 3 8 節 観光地の災害応急対応

風水害対策編第 2 章第 3 9 節を準用する。

